

令和5年度

福岡県南広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

## 令和5年度 福岡県南広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度福岡県南広域水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 用水供給業務

供給対象団体	一日平均供給水量	年間総供給水量
久留米市	15,260 m <sup>3</sup>	5,585,160 m <sup>3</sup>
大川市	9,924 m <sup>3</sup>	3,632,184 m <sup>3</sup>
筑後市	7,209 m <sup>3</sup>	2,638,494 m <sup>3</sup>
柳川市	18,202 m <sup>3</sup>	6,661,932 m <sup>3</sup>
大牟田市	14,036 m <sup>3</sup>	5,137,176 m <sup>3</sup>
八女市	8,102 m <sup>3</sup>	2,965,332 m <sup>3</sup>
朝倉市	2,100 m <sup>3</sup>	768,600 m <sup>3</sup>
みやま市	3,702 m <sup>3</sup>	1,354,932 m <sup>3</sup>
大木町	3,137 m <sup>3</sup>	1,148,142 m <sup>3</sup>
広川町	4,345 m <sup>3</sup>	1,590,270 m <sup>3</sup>
筑前町	3,725 m <sup>3</sup>	1,363,350 m <sup>3</sup>
三井水道企業団	12,980 m <sup>3</sup>	4,750,680 m <sup>3</sup>
計	102,722 m <sup>3</sup>	37,596,252 m <sup>3</sup>

(2) 主な建設改良工事

(施設改良事業)

- ・ 荒木浄水場中央監視制御装置更新工事、1系フラッシュミキサー更新工事、柳川市矢加部配水場耐震化事業に伴う設備移設等工事

(管理本館付帯設備ZEB化事業)

- ・ 管理本館付帯設備ZEB化改修工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			6,004,077 千円
第1項 営業収益			4,204,927 千円
第2項 営業外収益			1,799,149 千円
第3項 特別利益			1 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			4,464,595 千円
第1項 営業費用			4,195,408 千円
第2項 営業外費用			224,186 千円
第3項 特別損失			1 千円
第4項 予備費			45,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,462,009千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,182,177千円、過年度損益勘定留保資金1,374,443千円及び当年度損益勘定留保資金905,389千円をもって補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			939,535 千円
第1項 企業債			587,000 千円
第2項 国庫補助金			244,931 千円
第3項 出資金			107,600 千円

第4項	工事負担金	1 千円
第5項	固定資産売却代金	1 千円
第6項	投資有価証券売却代金	1 千円
第7項	その他資本的収入	1 千円

支 出

第1款	資本的支出	4,401,544 千円
第1項	改良費	1,187,877 千円
第2項	企業債償還金	993,561 千円
第3項	ダム割賦負担金	2,189,062 千円
第4項	基金積立金	31,044 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
柳川市矢加部配水場耐震化事業に伴う設備移設等工事	令和6年度	55,000 千円
1系フラッシュミキサー更新工事	令和6年度	35,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設改良事業	477,000 千円	証書借入	年 5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
第二期耐震化事業	27,000 千円			
管理本館付帯設備ZEB化事業	83,000 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 392,222 千円
- (2) 交際費 500 千円

(他会計からの出資金・負担金)

第9条 企業団の正常な運営を保つため、他会計からこの会計へ納入を受ける出資金・負担金は、次のとおりとする。

目 的	出資金・負担金	備 考
第二期耐震化事業出資金	15,800 千円	国庫補助事業に係る関係団体の一般会計からの出資金(改良費)
管理本館付帯設備ZEB化事業出資金	91,800 千円	脱炭素化事業に係る関係団体の一般会計からの出資金(改良費)
地方公営企業繰出金	411,359 千円	水源開発対策に係る関係団体の一般会計からの繰出金
計	518,959 千円	

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第10条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
取得する資産	水質検査機器	全自動固相抽出装置	1 式

令和5年2月16日提出

福岡県南広域水道企業団  
企業長 鵜 木 賢